

【参考】専ら防災のために設ける備蓄倉庫に関する注意点

作成日
令和5年12月1日

容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く「専ら防災のために設ける備蓄倉庫」を計画する場合は、以下の点に注意すること。

- (1) 防災用の備蓄倉庫とは、非常用食糧、応急救助物資等を備蓄するための防災専用の倉庫であり、日常使用する用品等の保管を兼ねる場合は、床面積に算入する。
- (2) 壁で囲われた専用室とし、扉などの見やすい位置に防災用の備蓄倉庫である旨の表示がされていること。なお、表示は容易に剥がすことができないものとする。
- (3) 後に防災備蓄倉庫以外の用途に転用されないことがないよう、形態や位置に留意して計画する。

[技術的助言抜粋]

平成24年9月27日
国住指第2315号
国住街第113号
国土交通省住宅局長

建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について(技術的助言)

第1 容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法の合理化(令第2条第1項第4号並びに同条第3項関係
(中略))

2 適用対象について

本規定は、建築物の用途を問わず、令第2条第3項に規定する割合を上限として、以下に掲げる部分に適用される。

(1) 防災用の備蓄倉庫の用途に供する部分(以下「備蓄倉庫部分」という。)

「専ら防災のために設ける備蓄倉庫」とは、非常用食糧、応急救助物資等を備蓄するための防災専用の倉庫であり、利用者に見えやすい位置に当該倉庫である旨の表示されているものをいう。

(中略)

3 適用範囲について

本規定を適用させる部分については、壁で囲われた専用室であることを原則とする。ただし、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分にあっては、壁で囲われた専用室でなくとも、当該設備を設けるために必要な範囲において、他の部分と明確に区画されていれば、当該部分の床面積を不算入として差し支えない。

(以下、略)

関係条項	建築基準法施行令第2条
------	-------------

参 考	平成24年9月27日 国住指第2315号・国住街第113号
-----	-------------------------------